

月次相談リポート

発行：横浜市消費生活総合センター

公共機関がATMからお金を返すことは 絶対にありません！ それは詐欺です！

区役所や市役所等と名乗り、医療費や保険料の還付（払い戻し）の手続きと偽って、ATM等から振り込み手続きをさせる「還付金詐欺」が急増しています。

横浜市などの公的機関や金融機関の職員が、還付金（払い戻し）手続きのためにATM操作を依頼することは絶対にありません。だまされないよう
くれぐれもご注意ください。

お互いに 一声かけて見守りを！



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

■ 消費生活相談電話 **845-6666** (平日 9:00~18:00)
(土・日 9:00~16:45)

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！ 横浜市消費生活総合センター 検索